

久留米の魅力発信パンフレット制作業務委託 仕様書

1. 業務名

久留米の魅力発信パンフレット制作業務

2. 業務目的

人口減少が進む中、数ある自治体の中で久留米市を選んでもらうためには、市の魅力をさらに高めると同時に、効果的なPRによって多くの人が久留米市に足を運ぶきっかけづくりが必要です。久留米市を知らない人が市について知り、興味を持つきっかけになること。また、パンフレットを手にとることによって市に関する詳しい情報をすぐに得られるようにするため、市内の魅力を分かりやすく、広く効果的に発信するパンフレットのリニューアル版を制作する。

3. 業務仕様詳細

(1) 業務内容

パンフレットの制作。この制作とは、企画立案・日程調整・写真や動画の撮影・編集・デザイン・コピーライト・レイアウト・校正・印刷・製本・納品・工程管理などパンフレット制作に必要なすべての作業を含むものとする。なお、制作にあたっては、委託者と協議をするものとする。

本業務に必要な資料の収集や撮影は、受託者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。(既存資料や写真の提供など)

(2) パンフレットの印刷・製本

ア 印刷様式 オフセット印刷

イ サイズ等 パンフレット：A4 20ページ

ウ 刷 色 オールカラー

エ 紙 厚 マットコート紙 110kg

オ 印刷部数 パンフレット 15,000部

カ 校 正 最低3回

キ 製 本 中綴じ製本 左開き

ク 視覚障がい者への配慮 音声コードを挿入すること（※別紙音声コード技術仕様書を参照）

(3) 電子データの作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品するものとする。

①版下データ（以下の3種類）

Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする

ア 再編集可能なデータ

イ アウトライン化済みのデータ

- ②PDFデータ
 - ③HTMLまたはそれに類するデータ。動画などにリンクし、スマホでも見やすいものにする
 - ④動画データ。QRコードなどでパンフレットに添付すること
- (4) 納期・納入場所
久留米シティプロモーション実行委員会事務局（久留米市総合政策部広報戦略課内）
福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市役所9階
- (5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4. パンフレットの用途

- (1) SNSでの発信
- (2) 市外各施設への設置
- (3) 市内の一部施設への設置
- (4) プロモーション、キャンペーンでの活用
- (5) 各種イベントでの配布
- (6) ホームページ上などに掲載

5. 企画コンセプト

- (1) 市の5つの魅力「自然、食、文化・芸術、ものづくり、健康・医療」を広く発信
- (2) 表紙はスタイリッシュで、紙面には写真を多く使用し、視覚的なインパクトを与えることで魅力訴求力向上に資する内容とすること
- (3) 市外在住の成人男女をターゲットとし、久留米を知り興味を持ってもらえるような内容にすること
- (4) QRコード等を活用し動画と連動させること
- (5) ふるさと大使を活用する提案をすること。写真、動画でメッセージなど。ただし、ふるさと大使への出演料や調整費用は委託費用に含まない。なお、少なくとも1ページに久留米ふるさと名誉大使の田中麗奈さんを起用したページを制作すること
- (6) 手に取りたくなったり、ホームページに誘導したりできるような、話題性のある仕掛けを少なくとも一つ入れることでパンフレットに付加価値をつけること

6. 特記事項

- (1) あらかじめ委託者と調整したスケジュールで行い、受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと
- (2) 校正は、委託者と直接3回以上の校正を行うこと。なお、校正の完成具合により校

正回数を増やすことがあること

- (3) 写真の撮影においては、企画・デザインに基づき、または、委託者の指示により受託者が撮影し、その費用については受託者負担とする。ただし、撮影が困難なものについては、委託者の提供する写真を使用してもよい
- (4) パンフレットは、写真の仕上がりに十分留意すること
- (5) 文章は、わかりやすい表現で掲載すること
- (6) 完成したパンフレットの原版及びデータの所有権等、一切の権利は市及び委託者に帰属するものとする
- (7) 他から写真を転用する場合、著作権等で問題・紛争が起きないように留意すること
- (8) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること
- (9) 本業務により知り得た業務上の秘密を第三者に遺漏しないこと。契約解除後も同様とする
- (10) 本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと
- (11) 受託者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書の定めのないことについては委託者と協議の上、処理をすること
- (12) 本件受託事業者は、やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議の上、承諾を得ること
- (13) 本件受託事業者は、業務期間を通じて対応できる体制を構築すること。
- (14) 暴力団排除に関する事項
受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (15) 障害者への合理的配慮の提供
受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

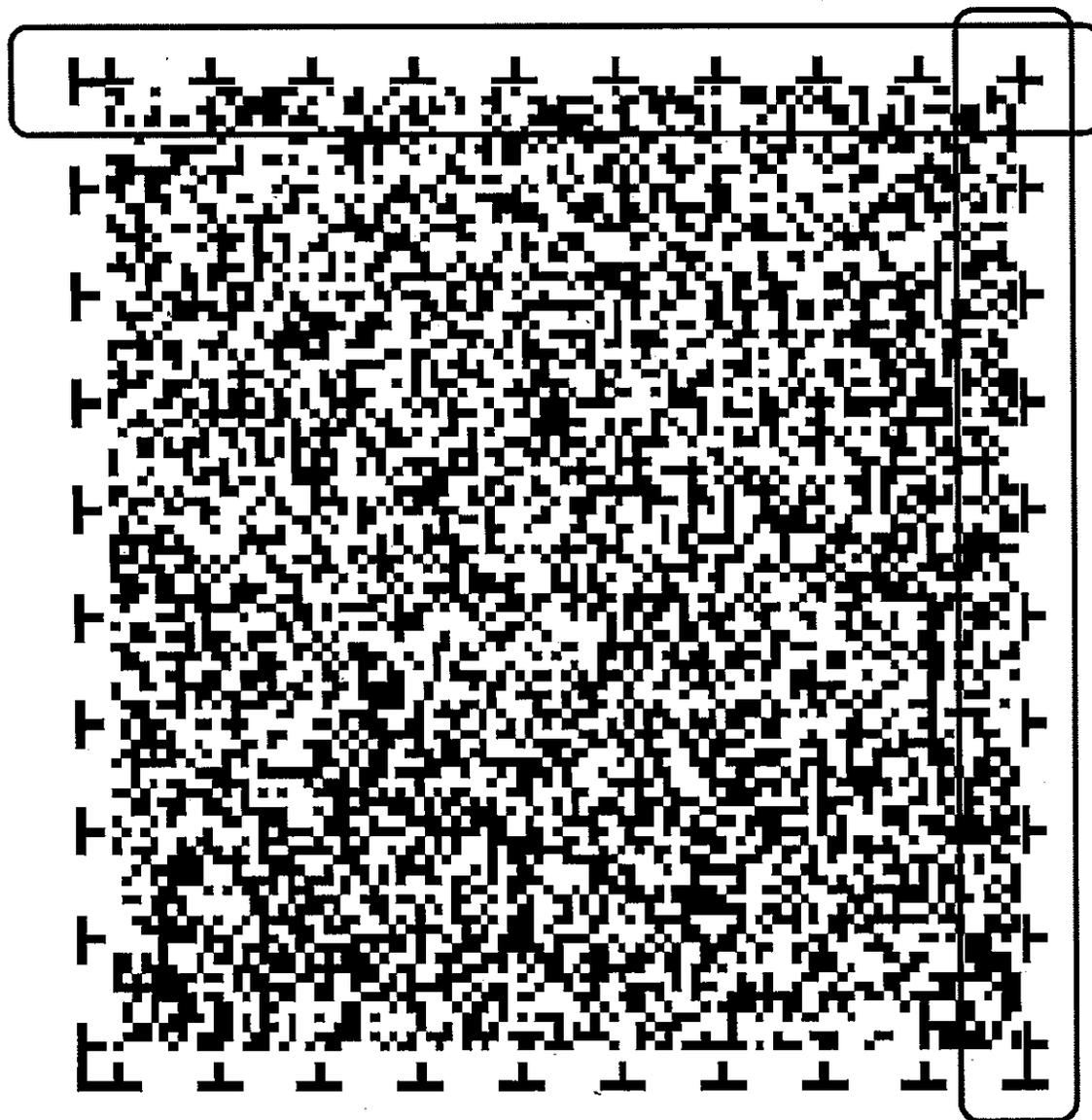
品名	久留米の魅力発信パンフレット
音声コードの作成	必要 ・ 不要
音声コードの種類	音声コード Uni-Voice (Uni-Voice 事業企画株式会社)
音声コードの原稿への挿入・位置調整	必要 (音声コードの位置については、別添資料の5のとおり)
切り欠き作業	必要 (1箇所) (切り欠きの位置については、別添資料の6のとおり)
デザイン	T字ラインとボディーとの間隔： 1ピクセル以上のスペースが必要 (別添資料の1のとおり)
サイズ	Mモード
誤り訂正	強 25%
解像度	600 dpi のレーザープリンターを推奨。 セル4ドット 分解能 0.169mm (別添資料の4のとおり)
印刷濃度値	・オフセット印刷機 : 0.9 (±0.05) ・レーザープリンター機 : 0.9 (±0.05) ・インクジェットプリンター機： 用紙により値が変動する。 上質系の若干塗料加工のある用紙を推奨。 (別添資料の4のとおり)
用紙	・光沢及び凹凸のある用紙は避ける。 ・上質紙、再生紙 (R100 白色度65%以上)、コード紙。 ・色上質は、薄系統なら各色対応可。 (別添資料の4のとおり)
コード読み取り確認作業	必要 (校正の際に、音声コードを正常に読み取ることができるか確認を行う。)

別紙資料：	1 音声コードのデザイン規定	1 ページ
	2 音声コードのサイズ規定	1 ページ
	3 音声コードの誤り訂正規定	1 ページ
	4 音声コードの印刷品質規定	2 ページ
	5 音声コードの印刷位置	3 ページ
	6 音声コードの印刷位置を示すルール	4 ページ

携帯電話対応 音声コード技術仕様

1. 音声コードのデザイン規定

T字ラインとボディーの間隔 1ピクセル以上のスペースが必要(新エンコーダーにより作成)



2. 音声コードのサイズ規定

“L”モード 117セル 19.8mm
“M”モード 106セル 17.9mm
“S”モード 73セル 12.3mm
“XS”モード 40セル 6.8mm

* Mサイズを推奨。

3. 音声コードの誤り訂正規定

誤り訂正	強	25%
	中	15%
	弱	10%

* 汚れ、ゆがみ補正を考慮する場合
強を推奨。(収録データ減注意)

* 旧コードの仕様を強化しています。

携帯電話対応 音声コード技術仕様

4. 音声コードの印刷品質規定

①解像度 600dpiのレーザープリンターを推奨。

セル4ドット 分解能 0.169mm

②印刷濃度値(PCS値)を規定。

(量産印刷機器評価)

・オフセット印刷機 0.9(±0.05)

・レーザープリンター機 0.9(±0.05)

・インクジェットプリンター機

用紙によって、インクの滲みが影響し、PCS値が変動。

上質系の若干塗料加工のある用紙を推奨。

印刷検証ソフトにて、検証により用紙の選定及びPCS値の設定が必要。

誤り訂正值、強を推奨。セル5ピクセル処理可能(720dpi)。

③用紙規定

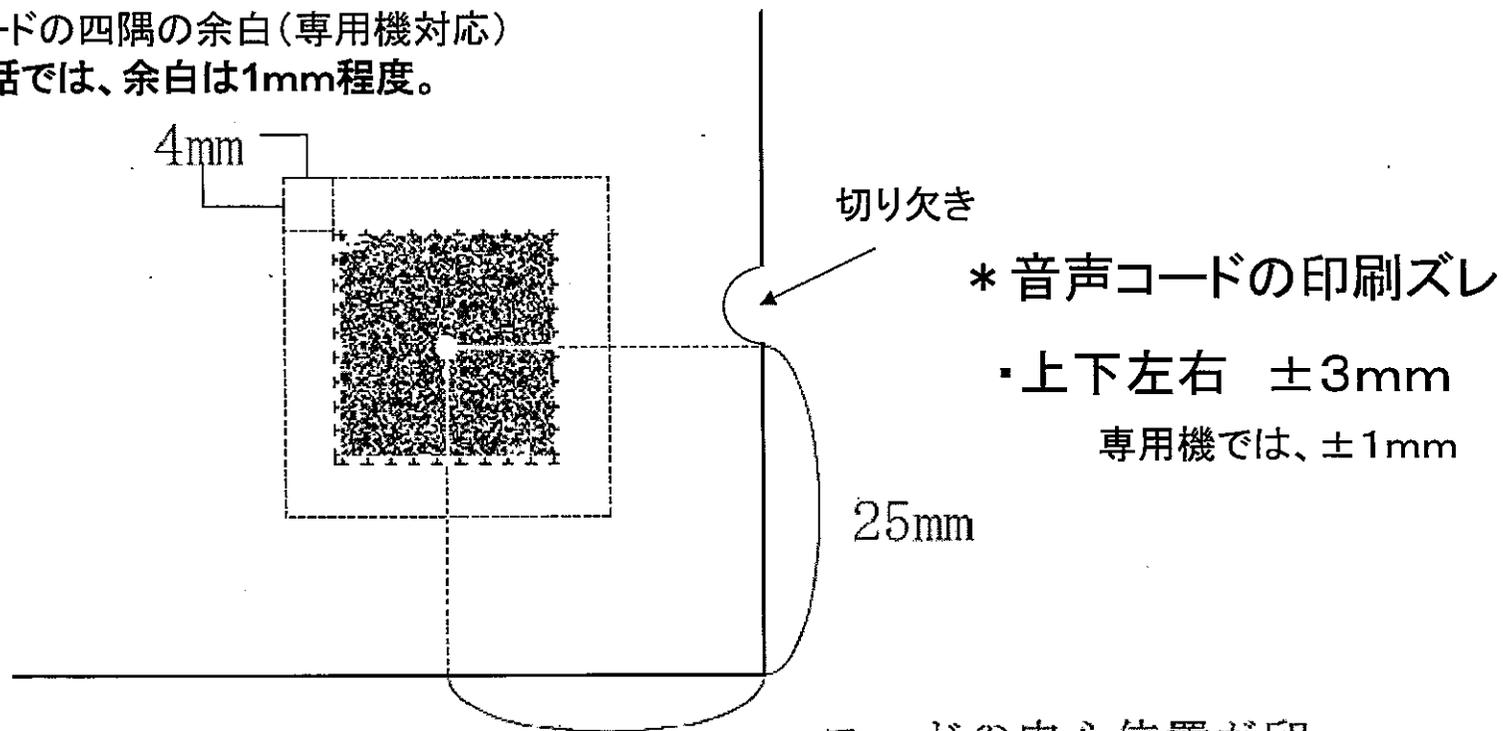
・光沢及び凹凸のある用紙は、避ける。

・上質紙、再生紙(R100 白色度65%以上)、コート紙。

・色上質は、薄系統なら各色対応可。

5. 音声コードの印刷位置

音声コードの四隅の余白(専用機対応)
携帯電話では、余白は1mm程度。

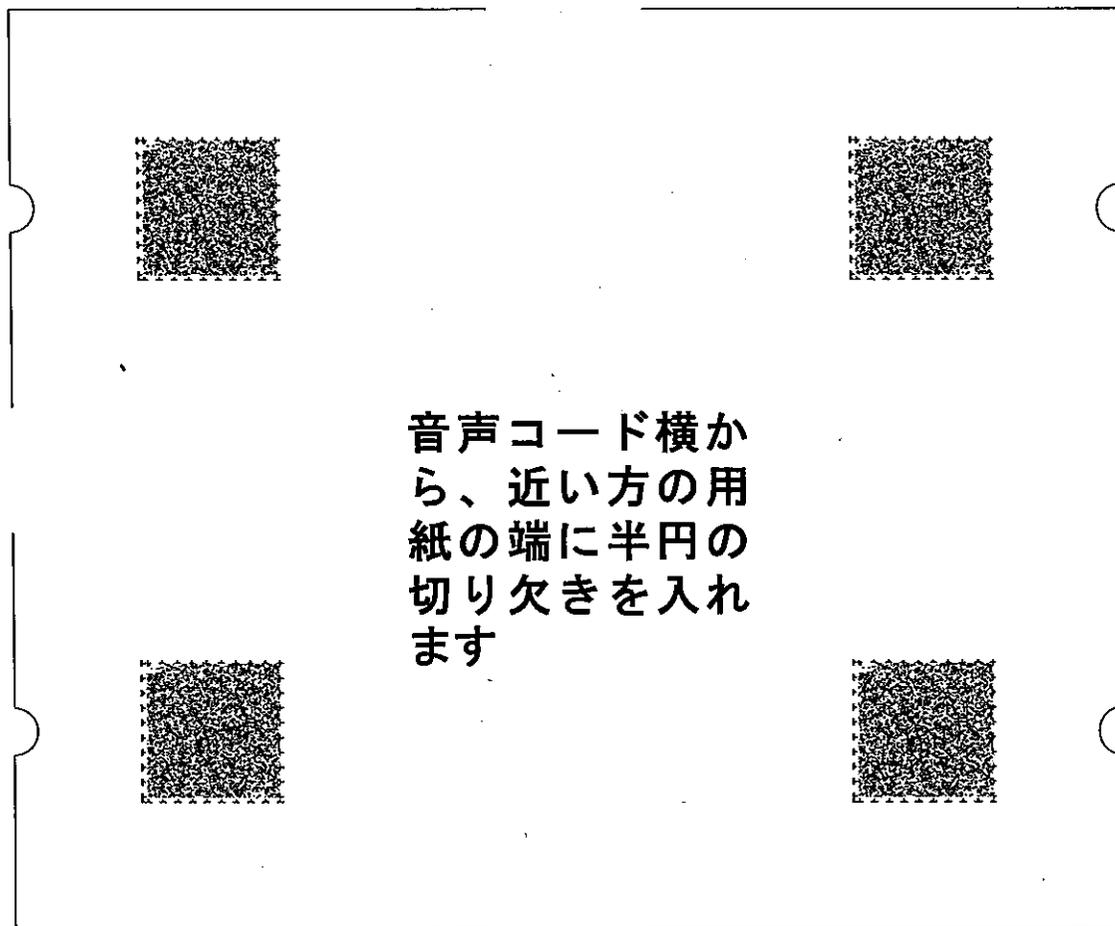


複数頁の冊子で、音声コードを表紙のみに付加する場合、切り欠き加工の効率化のため、全ての頁に加工しても良い。

但し、音声コードの内容にその旨、表記する。

コードの中心位置が印刷物の端から25mmとなるよう配置

6. 音声コードの位置を示すルール



切り欠きは、片面の場合は、一ヶ所。

両面に音声コードがある場合は、上下2箇所入れる。



音声コードに、利用方法の説明ある場合は、切り欠きは1ヶ所でも構いません。

